

宮古島市社会福祉協議会
資格取得費用助成規程

社会福祉法人
宮古島市社会福祉協議会

宮古島市社会福祉協議会資格取得費用助成規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員が資格を取得する際に必要な費用の一部または全額を助成する事業の実施に関する事項について定める。

(定義)

第2条 この規程において助成を行う資格は本会が認定した資格（以下「対象資格」という。）について取得及び更新にかかる費用（以下「取得費用等」という。）を本会が助成する支援のことをいう。

(対象資格)

第3条 資格取得支援の対象資格は、業務遂行上法令等の定めにより設置を義務づけられている資格並びに業務遂行上法令等の定めはないが、取得による効果が期待できる資格など別表のとおり定める。

(支援対象範囲)

第4条 資格取得の助成の適用を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、取得しようとする対象資格に関係する業務に従事しているなど勤続1年以上の常勤職員で、今後も継続して従事することが出来ると見込まれる者で本会会長が認めた者とする。

(取得費用等助成の取扱い)

第5条 前条に定める取得費用等助成の取扱いは別表のとおりとする。なお、公的資格の受験日等が本会の所定労働日にあたる場合は、職務を行うことを免除する。ただし、対象資格につき1回とする。

(申請)

第6条 資格取得支援の適用を受けようとする者は、講習等の受講申請1か月前までに、所定の様式に必要な事項を記入のうえ、下記(1)の書類を添付して本会会長に申請書(様式第1号)を提出しなければならない。また合格又は資格の取得から1か月以内に下記(2)の書類を提出しなければならない

(1) 申請前

講習受講料又は試験料の領収書

教材費等の領収証

(2) 受講・受験後

資格証書又は合格証等の写し

(決定)

第7条 前条の申請内容について課長会で検討し、適当と認められる場合は役員会で協議の上、予算の範囲内で会長が決定する。決定した内容は決定通知書(様式第2号)により申請者へ通知する。

(返還)

第8条 会長は、本規程に基づく助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により不当に助成金の支給を受けた時
- (2) 助成金を受給後1年以内に退職した場合；助成金の全額を返還
- (3) 助成金を受給後1年以上2年未満に退職した場合；助成金の50%を返還
- (4) 助成金を受給後2年以上3年未満に退職した場合；助成金の25%を返還

(経費)

第9条 資格支援の助成は職員が所属する事業の予算の範囲内で行うこととし、経営状況により役員会で協議の上実施しない場合がある。

(規程の改廃)

第9条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条・第6条関係）

資格	対象者	職務免除	助成額
社会福祉士 精神保健福祉士	正規職員、嘱託職員、 臨時職員のうち受講 を希望する者	資格習得に係るスク ーリングは職務を行 うことを免除する。	おおむね受講料等の1/2を限 度とする。（上限10万円）
介護福祉士（実務者研修） 同行援護初任・応用講習	介護保険事業所対象 職員	通学に係る受講日が 職務に当たる場合は は職務を行うことを 免除する。 ※模擬試験は対象外	おおむね受講料等の1/2を限 度とする。（上限5万円）
社会福祉主事任用資格	資格を取得すること が業務遂行上必要と 認められる者	資格取得にかかるス クーリングは職務を 行うことを免除する。	
主任介護支援専門員 主任介護支援専門員更新研修 介護支援専門員更新研修 （実務従事者基礎研修、専門 研修1・Ⅱ、介護支援専門員更 新研修）	介護保険事業所及び 地域包括支援センタ ー対象職員	研修日全ては職務を 行うことを免除する。	実費について法人負担（更新 手数料含む）
サービス管理責任者 相談支援専門員 普通第2種免許 大型第2種免許	資格を習得すること が業務遂行上必要と 認められる者		
防火管理者 運行管理者	施設管理上必要とな る職員	研修は業務として取 扱う	資格取得に必要な費用は法 人負担（更新手数料含む）
社会福祉会計簿記認定試験 （初級・中級・上級）	資格と取得すること が業務遂行上必要と 認められる者	試験日、研修日が職務 にあたる場合はは職 務を行うことを免除 する。	実費について法人負担
その他会長が認めた資格	そのた会長が必要と 認めた者	その他会長が必要と 認めたもの	

資格取得費用助成金申請書

社会福祉法人
宮古島市社会福祉協議会
会長 殿

年 月 日

申請者

所属	課
職名	
氏名	印

私は、社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会職員の資格取得費用の助成に関する規程に基づき、以下の通り助成金を申請します。

取得する予定の資格	
講習等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
講習等実施機関名	
試験日 (受験する場合)	
資格取得予定日	
費用 ※1	
備考	

※1 対象となる費用 (受講料、試験料、資格の更新に係る手数料や印紙代等)

添付書類

資格取得にかかる費用の額が明記された書類 (研修実施要綱等)

資格取得費用助成金決定通知書

（対象職員氏名）

社会福祉法人
宮古島市社会福祉協議会
会長

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会職員の資格取得費用の助成に関する規程により、下記のとおり助成金を決定したので通知します。

取得する予定の資格	
講習等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
講習等実施機関名	
試験日（受験する場合）	
資格取得予定日	
助成金額	
備考	